(4)　広域的な視野の下、各商工会又は都道府県商工会連合会の広域経営指導員及び経営指導員等（法第五条第五項及び第七条第五項に規定する経営指導員並びに経営改善普及事業を担当する商工会又は都道府県商工会連合会の職員をいう。）のリテラシー向上のために、商工会又は都道府県商工会連合会が実施する内部の研修や中小企業大学校における研修等（学習プラットフォームを活用した研修等による補完を含む。）を活用した研修等を受講させることで必要な学習機会を提供するとともに、そのための体制整備や自発的な知識習得の促進、有為な人材の確保に努めるとともに、支援ノウハウを組織内で共有する体制の整備を図ること。

(5)　近時における指導ニーズの高度化、多様化に対応して、広域指導センターを拠点とする指導体制による専門的な指導の重要性に鑑み、商工会が行う事業を支援するための各種情報（国や地方公共団体、支援機関の支援施策に係る情報、小規模事業者の事業活動に影響を与える国等の制度に係る情報、優良な取組や支援事例等）の収集・提供体制を整備するとともに、商工会や地方公共団体、他の支援機関と十分な連携を図るよう努めるものとする。

2.　全国商工会連合会又は日本商工会議所が行う都道府県商工会連合会等指導事業等

全国商工会連合会又は日本商工会議所が行う都道府県商工会連合会等指導等は、主として以下の項目に掲げるものとする。

(1)　全国商工会連合会又は日本商工会議所は、商工会若しくは都道府県商工会連合会又は商工会議所が行う経営改善普及事業に関する指導、経営改善普及事業に関する情報の収集及び提供又は調査研究、体制の補完、全国の事業継続力強化支援事業及び経営発達支援事業における先進事例（広域的な取組を含む。）の共有等の支援を実施すること。

(2)　全国にわたる広域的な視野の下、生成ＡＩやＲＰＡをはじめとするデジタルツールを活用しつつ、個々の商工会又は商工会議所を超える高度・多様な支援に係るナレッジ・ノウハウの蓄積・共有の仕組みの構築を行い、指導力向上・支援業務の効率化を行うとともに、それらナレッジ・ノウハウを活用して、事業継続力強化支援計画及び経営発達支援計画の作成、それら計画に基づく事業の実施を積極的に指導し、支援していくこと。また、需要の動向などの情報、ビジネス展開に関する支援ノウハウ等の情報を提供すること。

(3)　全国にわたる広域的な視野の下、各商工会、都道府県商工会連合会又は商工会議所の広域経営指導員及び経営指導員等（法第五条第五項及び第七条第五項に規定する経営指導員並びに経営改善普及事業を担当する商工会若しくは都道府県商工会連合会又は商工会議所の職員をいう。以下同じ。）のリテラシー向上のために、商工会等が実施する内部の研修や中小企業大学校における研修等（学習プラットフォームを活用した研修等による補完を含む。）を活用した研修等を受講させることで必要な学習機会を提供するとともに、そのための体制整備や自発的な知識習得の促進、有為な人材の確保に努めるとともに、支援ノウハウを組織内で共有する体制の整備を図ること。

3.　商工会指導事業及び商工会連合会等指導事業の実施に当たって留意すべき点

都道府県商工会連合会及び全国商工会連合会並びに日本商工会議所は第六1及び2の事業の実施に当たり以下の点につき留意する必要がある。

(1)　経営改善普及事業に関し、傘下団体に対する指導を円滑かつ効果的に実施するため、当該傘下団体組織全体の実態把握に努めること。

(2)　周辺の複数の商工会又は商工会議所による広域にわたる経営改善普及事業に対しても十分な指導を行うこと。とりわけ、広域的な事業継続力強化支援事業及び経営発達支援事業については、広域経営指導員が中心となり、他の経営指導員へのサポートや支援ノウハウの共有等を行うことで、商工会及び商工会議所の支援の質の向上や業務効率化につなげること。

(3)　経営指導員等の意欲を向上させるための方策として優良事例のＰＲ等を推進すること。

(4)　指導事業の実施に当たっては、特定の傘下団体に偏らないよう配慮するとともに、都道府県商工会連合会に属する商工会指導員及び全国商工会連合会又は日本商工会議所に属する中央指導員にあっては、絶えず傘下団体の行う経営改善普及事業の実績、効果等の把握に努めること。

第七　その他小規模事業者の経営の改善発達に関する重要事項

以上のほか、商工会等が小規模事業者の経営の改善発達に関する事業を実施するに当たり、以下の点につき留意する必要がある。

1.　経営改善普及事業を担当する職員の資質の向上

経営改善普及事業を担当する職員は担当する地区内の小規模事業者の実態の把握や指導効果の測定などを行うことにより、自らも経営改善普及事業の具体的な実施方法の改善、指導技術の向上に努めるとともに、国や都道府県、商工会等、中小企業大学校等が実施する研修（学習プラットフォームを活用した研修等による補完を含む。）を積極的に受講し、人事交流等を通じて相互に資質の向上を図ること。

2.　経営改善普及事業の公平性

経営改善普及事業は、主に国及び都道府県からの支援を基に実施されていることに鑑み、行政サービスに類似するものとして、商工会等の会員・非会員を問うことなく行うこと。

3.　国、地方公共団体、関係機関等との関係

(1)　経営改善普及事業は、直接的には都道府県の指導・監督の下に実施されるものであることを踏まえ、その事業の実施に当たっては、商工会等の機能が十分に発揮されるように、都道府県及び関係市町村の理解・協力を得つつ、実施すること。

(2)　経営改善普及事業の実施に必要な経営指導員等の人件費や事業費（施設整備費を含む。）に係る補助について、第四2(3)カで把握した指標・スコアリングなど、適切な根拠とともに、地方公共団体に必要性を説明し、協力を求めること。

(3)　国及び地方公共団体の施策・制度についても積極的に情報収集し、活用するよう努めること。

(4)　地方公共団体の政策の方向性に応じ、事業の実施に際して必要とされるノウハウ等を有する関係機関からも情報収集するとともに、理解、協力が得られるよう努めること。

4.　商工会法及び商工会議所法との関係

商工会又は商工会議所が行う経営改善普及事業は、商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第十一条に規定される商工会の事業又は商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）第九条に規定される商工会議所の事業に該当することから、商工会又は商工会議所が経営改善普及事業を行うに当たっては、商工会法又は商工会議所法における関係規定を踏まえつつ、事業を実施すること。

その他告示

○財務省告示第三百号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年十月五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十一月九日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1410回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第１非価格競争入札発行」という。）